平成28年度の「国民健康保険被保険者証」(保険証)を郵送します

平成27年度の「国民健康保険被保険者証」(保険証)の有効期限は、3月31日(木)までです。平成28年度に使用する保険証は、簡易書留により下記のとおり郵送しますので、新しい保険証の住所・氏名など記載内容を確認の上、4月1日(金)からご使用ください。なお、4月1日(金)以降、古い保険証ははさみ等で裁断して破棄するか、福祉保険課へ返却してください。

【問い合わせ】福祉保険課国保年金担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1131 ~ 1133)

世帯主の方宛でに、新しい保険証を郵送します

配達予定期間▼3月17日(木)ごろから3月30日(水)まで

受け取り方法▼簡易書留は受け取り印が必要となるため、不在の場合は配達されません。不在で受け取ることができなかった方は、郵便局の不在通知(郵便物等お預かりのお知らせ)に従って受け取ってください。※配達期間中に受け取ることができなかった場合は、3月31日(木)の午後1時以降に▽窓口に来た方の本人確認ができるもの(運転免許証、現在の保険証等)▽印鑑▽委任状(世帯主以外の方が窓口に来る場合のみ)――をお持ちの上、福祉保険課へお越しください。

新しい保険証の有効期限は、平成29年3月31日まで(1年間)です

ただし、次の事項に該当する方は、有効期限が異なりますのでご注意ください。

対 象	有効期限	新しい保険証について
退職者医療制度の対 象者で65歳になる方	誕生月の月末	誕生月の翌月から一般保険証へ変更となります。誕生月の下旬に、 新しい一般保険証を郵送します。
75歳になる方	誕生日の前日	誕生日から後期高齢者医療保険への加入となります。誕生日の前月中旬に、後期高齢者医療保険の加入通知が郵送されますので、移行手続きをお願いします。
外国籍で在留期間が 満了になる方	在留期間満了日	在留期間の更新後、在留カードを福祉保険課へお持ちの上、有効期 限の更新をしてください。
保険税の 未納がある方	9月30日(金)	納付が済み次第、福祉保険課で保険証の更新をしてください。※納付が困難な場合は、ご相談ください。

進学等のために村外へ住民票を移した方には、村の保険証を交付できます

進学や施設等への入所に伴い村外へ住民票を移した場合も、村の保険証を交付することができます。対象となる方は、以下のものをお持ちの上、福祉保険課で申請してください。また、学校等を卒業して就職した方や東海村に戻った方も、届け出が必要です。

学生の方	▼在学証明書(平成28年4月1日以降発行のもの) ▼対象者と世帯主のマイナンバー ▼福祉保険課の窓口に来た方の本人確認ができるもの ▼印鑑	
施設等入所の方	▼在園証明書(役場へ直接郵送する施設もあるため、事前に施設へ要確認) ▼対象者と世帯主のマイナンバー ▼福祉保険課の窓口に来た方の本人確認ができるもの ▼印鑑	
※証明書の発行に時間がかかる場合などは、福祉保険課へご相談ください。		

他の健康保険に加入した方は、手続きが必要です

国保をやめる手続きのため、新しい保険証と国保の保険証をお持ちの上、福祉保険課で手続きが必要です。 ※社会保険等への移行は、国保では知り得ない事項であるため、本人が手続きをしない場合、国保税が賦課されますのでご注意ください。

【お詫び】「平成28年度の『国民健康保険被保険者証』(保険証)を郵送します」のリード文に一部誤りがありました。この紙面はデータを修正し、<u>正しい文</u>言を記載しています。